

介護保険料および
介護サービス利用料の減免

お問い合わせ
高齢介護課
☎ 32-1406

【介護保険料】

令和 8 年度分保険料のうち、普通徴収は 7 月分、特別徴収は 8 月分以降の保険料を減免します。

対象者（いずれかに該当する人）	減免内容	必要書類
居住する住宅が被災した人（罹災証明書の判定が半壊以上）	▪ 全壊 全部 ▪ 半壊～大規模半壊 2 分の 1	▪ 申請不要
地震により世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人	全部	▪ 診断書など内容が分かる書類
世帯の主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入が前年より3割以上減少する見込みの人	減少する収入以外の前年所得が 400 万円以下の場合に、前年の事業所得などの割合に応じて減免	▪ 収入減少が分かる書類 ▪ 保険金などの補填額が分かる書類 ▪ 令和8年の収入見込みが分かる書類

申請期限 令和 9 年 3 月 31 日㊿

申請場所 高齢介護課介護保険係窓口

【介護サービス利用料】

対象者

- ①居住する住宅に半壊以上の被害を受けた人
- ②世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者が事業を廃止または休止した人
- ④世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

減免内容

令和 8 年 11 月末までの介護サービス利用料の利用者負担の減免（食費・居住費は除く）
※申請は不要です。サービス施設などに口頭で申告してください

農業者向け支援策

お問い合わせ
農政課
☎ 32-1641

【早期営農再開支援事業】

被災地の営農再開に向けた生産資材の確保や果樹の病害の発生・まん延防止・樹勢回復に向けた取り組み、農業用機械・施設（倉庫やハウスなど）の修繕・再取得などに対する支援を行います。

熊本県からの事業説明会を経て、補助率・申請に係る必要書類などが提示され、準備ができ次第、営農再開ワンストップ窓口を開設します。

申請受付開始は、市ホームページや LINE などでお知らせします

【利子補給事業】

令和 8 年熊本地震により被災した農業者が、経営継続や生産施設復旧のために資金を借り入れる場合に、利子補給を行います。

宇城市農業
再生協議会



市 HP



詳しくはこちら



【利用できる支援制度などを簡単検索「うき支援ナビ」】

罹災証明書の判定の結果に応じて活用できる各種支援制度などを簡単に探せる特設ページ「うき支援ナビ」を開設しています。ぜひご利用ください。



詳しくは
こちら

【被災者支援総合窓口】

場所 市役所新館 1 階

【被災者サポートダイヤル】

☎ 27-8002

（共通事項）

受付時間 ① 9 時～ 12 時 ② 13 時～ 16 時

※ 9 月は平日に加え、土日祝日も受け付けを行います

【裏面にも記事を掲載しています】

【号外】全戸配布版 第 2 報

ウキカラ



令和 8 年 9 月 15 日発行

発災から 1 カ月半が経過しました。市では、被災された皆さまの生活を支えるための応急対応に加え、住まいや公共施設、道路などの復旧に向けた取り組みを進めています。

これからは、単に元の姿に戻すだけではなく、より災害に強く、安心して暮らせるまちをつくっていく「復興」の歩みを進めていくことが重要です。市民の皆さまの声を大切にしながら、地域の力を結集し、市の未来につながる復興に取り組んでまいります。

今回の号外でも、支援制度など、現在の取り組みや重要な情報をまとめています。今後の生活や復興に向けて、宇城市長 末松直洋 ぜひご利用ください。

被災した家屋などの
「公費解体」の申請受付

お問い合わせ
公費解体受付専用ダイヤル
☎ 27-7533

被災した家屋などを市が所有者に代わり解体・撤去を行います。

受付期間 令和 8 年 9 月 24 日㊿～令和 9 年 1 月 29 日㊿

※市が行う解体については受付順ではありません

※罹災（被災）証明の発行状況により、期間が延長される場合があります

受付日程

日程	対象地区
9月24日㊿	豊野町・小川町
9月25日㊿	
9月26日㊿	
9月27日㊿	地区指定なし
9月28日㊿	松橋町(豊川校区・豊福校区)
9月29日㊿	松橋町(松橋校区・当尾校区)
9月30日㊿	三角町・不知火町
10月1日㊿	豊野町・小川町

※ 9 月 24 日㊿～ 30 日㊿までは住家の申請を優先して対応します

必要書類

- ①申請書
 - ②罹災証明書または被災証明書（写し可）
 - ③申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
 - ④固定資産税評価証明書（原本）※未登記の場合のみ
 - ⑤解体する建物の位置図および被災状況が分かる写真（現像したもの）
- ※本人以外からの申請など、状況に応じて追加の書類が必要です。詳しくは市ホームページを確認ください

【注意事項】

①解体工事着工前の対応

対象となる家屋に家財などが残っている場合、解体工事が始まる前に搬出していただく必要があります。家財道具、家電製品、自転車などは公費解体の対象外です。(危険な場合など、やむを得ない理由がある場合は除く)

② 10 月 1 日以降の災害ごみの仮置き場

解体前の残置物は自身で搬出し、仮置き場（稲川グラウンド・旧豊野小学校跡地）へお持ちください。持ち込みには罹災・被災証明書または罹災届出証明書が必要です。解体業者による廃棄物は持ち込み不可。便乗ごみも固く禁じます。

※自費解体を検討中の人へ

9 月 24 日㊿以降、市の解体を待たずに自費解体をする人は事前相談が必要です。解体にかかった費用は、県の基準単価を上限に費用返還される制度をご利用できます。工事に着手する前に被災写真と解体費用の見積書を持参し、必ずご相談ください。

市ホームページ



国民健康保険税・
後期高齢者医療保険料の減免

お問い合わせ
医療保険課
☎ 32-1417

令和 8 年度国民健康保険税と後期高齢者医療保険料のうち、普通徴収は 7 月分、特別徴収は 8 月分以降の保険税・料額を被害状況に応じて減免します。

対象ケース	対象者	減免内容	必要書類
住宅の 損害	主たる生計維持者が「居住する住宅」に熊本地震で被害を受けた世帯・個人	▪ 全壊 全額免除 ▪ 大規模半壊 2 分の 1 免除 ▪ 中規模半壊 2 分の 1 免除 ▪ 半壊 2 分の 1 免除 ▪ 床下浸水 2 分の 1 免除	申請不要
死亡・ 重篤傷病	主たる生計維持者が「死亡」または「1 カ月以上の治療を要する重篤な傷病」を負った世帯・個人	対象保険税・料の【全額免除】	▪ 被災したことが分かる書類 ▪ 医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書）
行方不明	主たる生計維持者が「行方不明」となった世帯・個人	対象保険税・料の【全額免除】	▪ 被災したことが分かる書類 ▪ 状況報告書（職員が聞き取りを行い作成）
収入減少	地震の影響で、主たる生計維持者「事業・不動産・山林・給料」の収入が下記の全てを満たす場合 ①前年比 3 割以上減少する見込み ②前年合計所得 1,000 万円以下 ③減る収入以外の前年所得が 400 万円以下	前年合計所得に応じ 300 万円以下 全額免除 400 万円以下 10 分の 8 免除 550 万円以下 10 分の 6 免除 750 万円以下 10 分の 4 免除 1,000 万円以下 10 分の 2 免除	▪ 被災したことが分かる書類 ▪ 収入減少が分かる書類 ▪ 保険金などの補填額が分かる書類（補填がない場合は申立書） ▪ 令和 7 年所得が分かる書類 ▪ 令和 8 年収入見込みが分かる書類 ▪ 状況報告書（職員が聞き取りを行い作成）
本人が 行方不明	主たる生計維持者以外の被保険者が地震による被害で行方不明となった人	行方不明となった被保険者本人の保険税・料の【全額免除】	▪ 被災したことが分かる書類 ▪ 状況報告書（職員が聞き取りを行い作成）

申請場所
▪ **国民健康保険税** 医療保険課国保年金係窓口
▪ **後期高齢者医療保険料** 医療保険課高齢者医療係窓口

申請開始日 10 月 1 日㊤

申請期限 令和 9 年 3 月 31 日㊤

ボランティアのご依頼はお早めに

ボランティア活動内容

- ①住居の後片付け
②住居する敷地内のがれき撤去 など

受付時間 9 時～ 16 時

受付期限 9 月 30 日㊤

受付連絡先（市災害ボランティアセンター）

①☎ 080-5063-9672 ②☎ 080-5063-9989 ③☎ 0964-32-1316

※諸事情により 10 月以降の対応が必要な場合はお早めにご相談ください

物資に困っている人の相談にのります

避難所への移動など外出が困難で、十分な支援を受けることができない高齢者世帯などに対し、必要物資の配送などの相談をお受けします。

☎ NPO 法人 F ラボ ☎ 080-1332-2974

国民年金保険料の免除
学生の国民年金保険料納付特例

お問い合わせ
医療保険課
☎ 32-1417

対象者 国民年金第 1 号被保険者で住宅や家財などに 2 分の 1 以上の損失(保険金などで補填された額を除く)をした人

免除内容 学生以外の人は納付免除・学生は納付猶予

必要書類

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ④被災状況届
②国民年金学生納付特例申請書（学生のみ） ⑤罹災証明書（写し可）
③基礎年金番号が確認できるもの、またはマイナンバーカード ⑥在学証明書または学生証(学生のみ)

市税の減免

お問い合わせ
税務課
市民税係 ☎ 32-1402
資産税係 ☎ 32-1487

【個人市県民税】

対象

- 罹災証明書の判定結果が半壊以上で令和 7 年中の所得が 1,000 万円以下
※申請不要です
- 住宅または家財への損失額（保険金などで補填された額を除く）が 10 分の 2 以上
※申請受付開始日は後日お知らせします

減免内容

被害の程度に応じて災害の月以後の納期にかかる税額の 8 分の 1 から全額を免除

【固定資産税】

対象

災害で被害を受けた次の資産

- 家屋
※罹災・被災証明を申請したものは申請不要です
- 土地（宅地・農地）、損失を受けた償却資産
※申請受付開始日は後日お知らせします

減免内容

家屋などの被害の程度が 10 分の 2 以上のものについて、程度に応じて災害の月以後の納期にかかる税額 10 分の 4 から全額を免除

中小企業・小規模事業者向け支援策

お問い合わせ
商工観光課
☎ 32-1604

【利子補給支援事業】

熊本県金融円滑化特別資金および小規模事業者おうえん資金、日本政策金融公庫の災害貸付・災害復旧貸付の借り入れ資金に係る利子（全額）を 3 年間補助します。

補助上限 100 万円



詳しくはこちら

【被害状況調査】

市では、被災された中小事業者などの皆さまへの支援を進めるため、会社・事業所の被害状況に関する調査を実施します。



回答は

こちらから

【施設・設備の復旧】

①被災事業者の再建支援補助(自治体連携型補助金)

対象 被災した中堅企業・中小企業・小規模事業者

補助率 ▪ 中小企業・小規模事業者 4 分の 3

▪ 中堅企業 2 分の 1

上限額 3 億円（複数回被災事業者は上限 15 億円（5 億円まで 10 分の 10 補助））

☎ 県商工振興金融課 ☎ 096-333-2338

②小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)

対象 被災した小規模事業者

上限額 ▪ 200 万円（直接被害）

▪ 100 万円（間接被害）

補助率 補助率 3 分の 2（複数回被災事業者は 10 分の 10 定額補助）

申請期間 9 月 16 日㊤～ 10 月 16 日㊤

☎ 市商工会本所・各支所

この号外は 9 月 11 日時点の情報を集約したものです。

令和 8 年熊本地震に関連した各種支援情報は市のホームページ、市公式 LINE で随時更新しています。



市 H P



市公式
LINE